

## <問題1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にしたら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、タイのメーカーYより、輸出令別表第1の9の項（7）に関連する暗号装置 $\alpha$ を購入し、英国で販売する予定である。暗号装置 $\alpha$ は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 5 - Part 1 Telecommunicationsの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
  - B 本邦の貿易会社Xは、タイのメーカーYより、外為令別表の4の項に関連するソフトウェア $\alpha$ を購入し、英国で販売する予定である。ソフトウェア $\alpha$ は、この場合、MTCR(ミサイル技術管理レジーム)の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
  - C 本邦の貿易会社Xは、タイのメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物 $\alpha$ を購入し、英国で販売する予定である。貨物 $\alpha$ は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 2 Materials Processingの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

## <問題2>

AからCまでのうち、本邦にある貿易会社Xが外国に無許可輸出した場合、外為法第72条第1項第一号が適用されるものはいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの貨物の輸出について特例の適用はないものとする。

- A 輸出令別表第1の2の項（11）に該当するしごきスピニング加工機
- B 輸出令別表第1の4の項（4）に該当するしごきスピニング加工機
- C 輸出令別表第1の16の項に該当するしごきスピニング加工機

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題3>

包括許可取扱要領の別表1の左欄の条件の(6)の(表)について、AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（7）に該当するロボットをチェコにある軍の研究所向けに輸出する際、「その他の軍事用途」に「用いられる場合」、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- B 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（7）に該当するロボットを韓国にある軍の研究所向けに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられる場合」、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。
- C 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（7）に該当するロボットをアルゼンチンにある軍の研究所向けに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

#### <問題4>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの Munitions List にあたる貨物は、輸出令別表第1の13の項に規定されている。
- B ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる技術は、提出書類通達の別表2の付表2に規定されている。
- C ワッセナー・アレンジメントの Very Sensitive List にあたる技術は、外為令別表の15の項に規定されている。  
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

### <問題5>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYの100%子会社である。米国にあるメーカーYの甲部長（非居住者）は、本邦にあるメーカーXの取締役も兼務している。毎月、3日間、本邦に滞在し、メーカーXの取締役会等に出席している。この場合、甲部長は、特定類型①に該当しない。
- B 本邦にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYの100%子会社である。本邦にあるメーカーXの甲取締役（居住者）は、韓国にあるメーカーYの取締役も兼務している。毎月、3日間、韓国に滞在し、メーカーYの取締役会等に出席している。この場合、甲取締役は、特定類型①に該当する。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYの100%子会社である。本邦にあるメーカーXの甲部長（居住者）は、英国にあるメーカーYの取締役も兼務している。毎月、3日間、英国に滞在し、メーカーYの取締役会等に出席している。この場合、甲部長は、特定類型①に該当しない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題6>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の1の項で規定されている「使用」は、役務通達1（3）才で規定されている「使用」と同じ解釈である。
  - B 外為令別表の3の項（1）で規定されている「使用」は、役務通達1（3）才で規定されている「使用」と同じ解釈である。
  - C 外為令別表の5の項で規定されている「使用」は、役務通達1（3）才で規定されている「使用」と同じ解釈である。
- 
- 1. 1個
  - 2. 2個
  - 3. 3個

### <問題7>

AからCまでのうち、キャッチオール規制の要件がある規定はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貿易外省令第9条第2項第九号ニの「ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引」に関する規定
  - B 輸出令第4条第1項第四号の少額特例に関する規定
  - C 貿易外省令第9条第2項第十四号イの「令別表中欄に掲げるプログラム」に関する規定
- 
- 1. 1個
  - 2. 2個
  - 3. 3個

### <問題8>

特別一般包括許可の申請窓口を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

1. 経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課
2. 安全保障貿易管理課
3. 安全保障貿易審査課

## <問題9>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーPは、英国（い地域①）にあるメーカーQと外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーQのタイ（と地域②）にある工場である場合、メーカーPは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- B 本邦にあるメーカーRは、ドイツ（い地域①）にあるメーカーSと外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーSのチェコ（い地域①）にある工場である場合、メーカーRは、取得している一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- C 本邦にあるメーカーTは、インドネシア（と地域②）にあるメーカーUと外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術を提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーUの韓国（い地域①）にある工場である場合、メーカーTは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参考)

[14の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の14の項の中欄に掲げる 技術であって、貨物等省令第26条に該 当するもの	特別一般 一般	特 定	—

### <問題10>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第二号ロでは、「当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令第1条第二号ハでは、「該非確認に係る手続を定めるよう努めること。」と規定されている。
- C 遵守基準省令第1条第二号ヘでは、「輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的に実施すること。」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題11>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのソウル支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をタイにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのソウル現地法人は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をタイにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該産業用銃は、建築用と連絡を受けている。なお、当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題12>

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の範囲について、当該包括許可を適用して本邦から輸出する場合であって、経由地と仕向地の組合せがAからCまでの場合、当該包括許可が適用できないものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

	経由地	仕向地
A	キューバ	英國
B	イラク	アメリカ合衆国
C	大韓民国	スーダン

1. 1個
2. 2個
3. 3個

### <問題13>

以下は包括許可取扱要領の抜粋である。(A)にあてはまる正しいものを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

申請者が、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに貨物の輸出を、又は本邦において使用するために提供された外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、(A)を行う。(貨物が本邦に輸入又は技術が本邦に提供されたことの確認ができる場合に限る。)

1. 特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可
2. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可
3. 特別返品等包括輸出・役務取引許可

#### <問題14>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

#### (参考条文)

	技術	(A)
外為令別表の16の項	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域 (輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を除く。)

- A 外為令別表の2の項(2)に該当するNCプログラムは、外為令別表の16の項にも該当する。
- B 外為令別表の16の項に該当する技術は、貨物等省令で規定されている。
- C 上記表の(A)には、「地域」が入る。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

### <問題15>

AからCまでのうち、外為法第69条の6の罰金刑が科される場合について、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物(価格200万円)を無許可で韓国に輸出し、罰金刑が科される場合、3,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価格1,000万円)を無許可で韓国に輸出し、罰金刑が科される場合、5,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する貨物(価格100万円)を無許可で韓国に輸出し、罰金刑が科される場合、3,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### (参照条文) 輸出令第14条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)  
第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

## <問題16>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）をフィリピンの警察に輸出する際、台風による人命救助に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。
  - B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）を韓国の警察に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。
  - C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額200万円）を香港の警察に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

### <問題17>

AからCまでのうち、遵守基準省令第1条第二号ニの「信頼性を高めるための手続」の具体的な内容として、適切なものはいくつあるか後記1から3までの  
中から1つ選びなさい。

- A 公開情報の定期的な確認（例えば1回／年）
  - B 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
  - C 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- 
- 1. 1個
  - 2. 2個
  - 3. 3個

### <問題18>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるX大学に通う中国人留学生P（来日から8ヶ月目）の留学費用の全額を中国にある政府機関が出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Pに提供する場合、留学生Pは特定類型②にあたるので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
  - B 本邦にあるX大学に通う韓国人留学生Q（来日から8ヶ月目）の留学費用の全額を韓国にある政党が出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Qに提供する場合、留学生Qは特定類型②にあたるので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
  - C 本邦にあるX大学に通うタイ人留学生R（来日から8ヶ月目）の留学費用の全額をタイにあるゲームメーカーが出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Rに提供する場合、留学生Rは特定類型②にあたるので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

**<問題19>**

「外国為替法令の解釈及び運用について」の規定について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦法人の外国にある支店は、非居住者として取り扱われる。
- B 外国法人の本邦内にある支店は、非居住者として取り扱われる。
- C 外国法人の本邦内にある事務所は、非居住者として取り扱われる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

## <問題20>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

### (参考条文)

	技術
外為令別表の3の2の項	(1)輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 (2)輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令第15条の3	外為令別表の3の2の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの利用（使用）に関する技術は、外為令別表の3の2の項（1）に該当する。
- B 外為令別表の3の2の項（2）は、輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術も規制しており、いわゆる「はみ出し技術」を規制している。
- C 外為令別表の3の2の項（2）に該当する設計、製造又は使用に係る技術は、貨物等省令第15条の3に規定されている。
1. 1個  
2. 2個  
3. 3個

## <問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブA(1セット)を大阪にあるメーカーYから7万円で購入し、来週、米国にある子会社Zに輸出する予定である。子会社Zでは、バルブAを輸出令別表第1の16の項に該当する部品洗浄装置Bに正当に組み込む予定である。部品洗浄装置Bの初期製造時の市場価格は、100万円で、正当に組み込まれるバルブAは7万円であり、運用通達の1-1(7)(イ)の10%ルールが適用できるので、メーカーXがバルブAを米国に輸出する場合、輸出許可は不要である。

1. 正しい。
2. 誤っている。

## <問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術に関する貿易外省令第9条第2項第十二号中の「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、使用技術告示のことである。

1. 正しい。
2. 誤っている。

### <問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Xは、米国のメーカーYから購入した製品Aについて、ECCNを確認したところ、EAR99と回答を得た。貿易会社Xは、製品Aを本邦から外国に輸出する場合、BISの許可を常に取得する必要はない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

#### <問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「C」は当該品目が材料であることを示している。

1. 正しい。
2. 誤っている。

## <問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

米国の安全保障・外交政策上の利益に反する、又は大量破壊兵器の開発等に関与した等として企業等が掲載されている EAR Part 744 Supplement No. 4 のリストは、Entity List である。

1. 正しい。
2. 誤っている。

**2023年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第19回)**

**(STC Advanced)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
キャッチオール規制通達（補完規制通達）	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について

使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
輸出令別表第3 (グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーザン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。